

特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、リサイクル料金について(平成 25 年 9 月更新)

平成 25 年 9 月 1 日
T&Dリース株式会社

□家電リサイクル法の施行

弊社は、平成 13 年 4 月に施行されました「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に定める特定家庭用機器 4 品目(※)について、割賦販売またはリース終了後に返還された機器の販売等を行う場合があり、同法の「小売業者」となります。

※特定家庭用機器 4 品目

エアコン、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

□弊社の義務と役割

弊社は、同法第 13 条第 1 項に基づき、「小売業者」は対象機器の収集運搬が義務付けられるとともに、その収集運搬料金を公表することが求められておりますので、お客様にその料金を下記の通りお知らせいたします。

□お客様にご負担いただく収集運搬及びリサイクル料金一覧(平成 25 年 9 月現在)

単位:円(税込)

	エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機 衣類乾燥機
		16V 以上	15V 以下	171L 以上	170L 以下	
収集運搬料金	4,725 円	5,565 円	3,465 円	9,870 円	4,620 円	3,780 円
リサイクル料金	2,625 円	2,835 円	1,785 円	4,830 円	3,780 円	2,520 円

※ 上記リサイクル料金は、主要な各製造業者等が公表している金額です。一部のメーカーや輸入品については、当てはまらない場合もありますので、各製造業者等にご確認ください。

※ 収集運搬料金は概算です。設置場所等の条件(以下ご参照ください)によって別料金が発生することがあります。**なお、エアコンの取外し費用は別途料金となります。**取外し業者等に直接お支払ください。

■別料金をお支払いいただくケース(例)

- ・ 離島や遠隔地への引取りが必要な場合。
- ・ レッカー車、クレーン車などの特殊車両、特殊器具となる場合
- ・ その他特殊事情が発生する場合

□リサイクル料金のお支払方法について

廃家電を排出する際には、リサイクル券が必要となります。

郵便局でリサイクル料金をお支払いいただきますと、引き換えにリサイクル券を受け取ることができます。

収集運搬料金は、収集運搬の業者から直接ご請求することとなります。